

東広島市空家対策事業費補助金の概要（R6年度版）

【空家住宅等改修支援事業】

空き家を自ら居住する目的で空き家を改修する人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1/3又は上限50万円（人口減少地域については最大30万円の上乗せ）

補助対象者

東広島市空き家バンク登録を利用するなどして空き家を購入又は賃借する人
※リフォームを実施した空き家に3年以上居住すること

対象エリア

市内全域

対象経費

内外装、設備等の改修工事費、DIYリフォーム費用

本事業は

【フラット35】地域連携型 と連携しています。



詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35HPをご確認ください。

【老朽危険空家住宅等解体除却事業】

空き家を解体・除却する人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1/3又は上限50万円

補助対象者

空き家の所有者、法定相続人、所有者の同意を得た人

対象エリア

市内全域（空家等調査票における不良度判定基準100点以上の空き家）

対象経費

解体・除却工事費、処分手数料



【空家等再生・活用支援事業 空家等解体事業／（国庫補助金対象）】

地域活性化に資するために空き家を再生・除却をする人に対して補助金を交付します。

補助金額

空き家再生・活用支援事業 対象経費の2/3又は上限300万円

空き家解体・跡地支援事業 対象経費の1/3又は上限50万円
（ただし、国及び市予算の範囲内で採択を受けた経費内とする）

補助対象者

事業実施者 ※地域コミュニティ維持に資する用途へ10年以上活用すること

対象エリア

市内全域

対象経費

空き家の移転、増築、改築、取得に要する経費等
空き家の解体・除却、処分手数料に要する経費に要する経費等

【空家住宅等登記支援事業】

空き家の相続登記等をする人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1/3又は上限10万円

補助対象者

東広島市空き家バンクに登録・事前登録済みの空き家の所有者

対象エリア

市内全域（平成30年4月1日以前に相続登記をしていない又は未登記のもの）

対象経費

専門家への委託料、登録免許税、申請に必要となる事務経費等



【空家住宅等家財撤去支援事業】

空き家に残置する家財道具等の処分をする人に対して補助金を交付します。

補助金額

1軒あたり10万円（ただし100m²超えの空き家は最大15万円まで）

補助対象者

東広島市空き家バンクに登録・事前登録された空き家の所有者又は当該空き家を自ら居住する目的で購入又は賃借する人

対象エリア

市内全域

対象経費

家財の収集、運搬、処分に係る費用（仏壇処分経費含む。また、自ら収集又は運搬をする場合は、その人件費に相当するものを除く。）

【空き家に関すること】 東広島市都市部住宅課（西条米町8番29号）

TEL：082-420-0946

【移住・定住に関すること】 東広島定住サポートセンター（地域振興部地域政策課内）

TEL：082-422-1033

【その他空き家の相談窓口】（公社）広島県宅地建物取引業協会（広島市中区昭和町11-5）

TEL：082-243-9530